

伊藤進議員

第1 標題「大地震の発災に備えた本市の取り組みについて」

1 回目の質問

令和6年3月定例会にて、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、本年1月1日に発災しました、石川県能登地方を震源とする大規模な地震により、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますと共に、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。被災地では、余震が続き不安な日々が続いていることと存じますが、皆様の安全と一日も早い復興を衷心よりお祈り申し上げます。

本市におきましても、地震発生の翌日には、DMATに所属する市立病院の医師や看護師等の職員が、市立輪島病院に赴き、傷病者の手当てにあたっていると聞いています。また本市の所有するトイレレーラーの出動設置や職員の派遣など、被災地に対して迅速な対応をしていただいた事に、深く感謝申し上げます。

それでは、第1 標題「大地震の発災に備えた本市の取り組みについて」質問をさせていただきます。

本年、1月1日に発災した能登半島地震は、マグニチュード7.6、断層運動から求めたモーメントマグニチュードは、7.5で、1995年の阪神淡路大震災の、実に9倍のエネルギーを有する大地震であったと言われていています。この能登半島地震をはじめとして、近年では、大きな地震が東北地方や熊本地方を襲い、多くの尊い命を奪い、甚大な被害をもたらしています。日本列島が、地震活動期に入っている、と指摘する専門家もいらっしゃいます。

こういった背景の中で、危惧されるのが、今後30年以内に70%から80%の確率で起こるとされている南海トラフ巨大地震の影響であります。

山梨県では、令和5年5月に「山梨県地震被害想定調査結果」を公表しました。この調査では、南海トラフ巨大地震だけでなく、対象とする内陸活断層の見直しを行っています。被害想定として、南海トラフ巨大地震では、人的被害として死者3,019人、負傷者16,254人、発災一週間後の避難者は、避難所内外合計で140,329人を想定しています。

本市においても最大震度6強が予想される地域もあり、最悪の事態に備えることが、大変重要であると考えます。

本市では、令和4年3月に災害対策基本法等の規定により、富士吉田市防災会議が、本市の地域に係る災害に関し、市の処理すべき事項や地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な計画として、すべての機能を効率的に発揮し、防災活動の万全を期して、もって住民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的として「富士吉田市地域防災計画」を作成しました。

そこで何点かお聞きします。まず、富士吉田市防災会議は、どのようなキャリアのメンバーで構成され、何名でどのくらいの期間をかけてこの「富士吉田市地域防災計画」を作成したのか、お聞かせください。

また、この防災計画の中にある防災備蓄倉庫は、市内に18か所ありますが、そこには非常用保存食が備蓄されております。この非常用保存食は最大で何世帯、何人分を用意し、何日分を想定して用意しているのか、お聞かせください。

本市では、災害時応援協定を多くの自治体や企業と結んでいます。食料品を提供してくれる民間企業との災害時応援協定は締結していますか、あるとすれば、何社と災害時応援協定を結び、発災時にどのような手順で避難所まで物資を配送するのか、具体的な配送システムがありましたら、お聞かせください。

また、この「富士吉田市地域防災計画」は、一般災害編、地震編、富士山火山編等に分類され、資料も含めると、400ページを超える計画書となっております。内容は、災害予防計画や避難計画、災害復旧対策計画等、災害に対する様々な分野を知ることができ、市民にとって重要な情報源になると考えます。この防災計画の概要版などを作成し、市民各世帯に配布することを希望しますが、見解をお聞かせください。

先日、私は昭和町にある押原小学校を訪ね、コミュニティスクールの取り組みについてお話を聞いてきました。昭和町の教育長と校長先生がコミュニティスクールの様々な行事をご紹介してくれました。その中で、小学校4年生を対象として、夏休みに1泊2日の宿泊防災教室を実施していることを聞きました。保護者や地域の皆様にもご参加いただき、県防災危機管理課や町の危機管理室の担当者から講義を受けたそうです。また簡易トイレづくりやNTT東日本の協力で「災害伝言ダイヤル171」の体験、夕食は非常食アルファ米を実食したとお話してくださいました。

就寝時は、町から貸し出してくれた防災用毛布を利用し、各教室で就寝したそうです。大地震が発生した際には、避難所として利用される学校の施設に実際に宿泊防災

教室として保護者や地域の方とこのような体験をさせることは、非常に大切であると考えます。

本市においても、ぜひ取り入れて欲しい災害に備えた、行事であると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、第1 標題「大地震の発災に備えた本市の取り組みについて」

1 回目の質問とさせていただきます。

1 回目の市長答弁

答弁に先立ちまして、令和6 年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方に対し心からのお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心から願っております。

それでは、伊藤進議員の大地震の発災に備えた本市の取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、富士吉田市防災会議の組織と富士吉田市地域防災計画の策定につきましては、後ほど企画部長をして答弁いたさせます。

次に、備蓄食料についてであります。昨年5 月に山梨県から公表されました、山梨県地震被害想定調査において、被害想定が見直され、南海トラフ地震等の大規模災害時における本市の避難者数は1 日当たり最大5,135 人と示されました。現在、本市では、大規模災害時における避難者数を約6,000 人と想定し、食料については、内閣府が示している3 日分を上回る、1 週間分を備蓄し、避難者支援対策を強化しております。具体的には、アルファ化米等の主食を1 週間分、計12 万6,000 食以上備蓄しております。これらに加えて、ビスケットや菓子パン等の補助食を、計3 万7,000 食以上備蓄しており、発災時の食料の供給に万全を期しております。

次に、食料品の提供に関する民間企業との災害時応援協定についてであります。本年2 月現在で、災害時における相互応援協定を69 件締結しており、そのうち食料品の提供に関しましては、9 社の民間企業と協定を締結しております。物資供給までの配送手順につきましては、本市から書面又は口頭により物品の品目や数量、搬入希望場所を要請し、供給物資の運搬につきましては原則、民間企業側にて行っていただくものであります。

次の地域防災計画の概要版の作成等と災害に備えた行事の開催につきましては、企画部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の企画部長答弁

伊藤進議員の御質問にお答えいたします。

まず、富士吉田市防災会議の組織についてであります。現在、富士吉田市長を会長とし、国土交通省、気象庁、警察、消防、自衛隊等の行政機関や東京電力、NTT、吉田ガス等のインフラ事業者、また、山梨県富士山科学研究所の学識経験者など23名で構成されております。

なお、富士吉田市地域防災計画は、平成7年1月の阪神淡路大震災を契機に危機管理の重要性が高まり、平成8年度に策定されました。それ以降につきましては、富士山の火山対策など記載内容を追加、変更する必要が生じた際に、その都度防災会議を開催し、調査・検討した上で修正を行っているところであります。

次に、地域防災計画の概要版についてであります。地域防災計画は、発災時に、市や県及び関係機関の役割や処理すべき事項を明確に定め、それぞれの機関の能力を効率的に発揮し、防災活動に万全を期するものであります。

地域防災計画は、様々な防災対策を詳細に示したものであることから、本市の防災対策を市民の皆様に分かりやすく、正しく理解していただくために、本市では来年度、防災マニュアルをパンフレットとして作成し、全戸配布することを計画しております。これにより、災害に関する基本的な知識や日常における災害への備え、発災時に取るべき行動などについてイラストを交え、子どもから大人まで、どの世代の方にもわかりやすく伝えることで、防災意識の啓発、向上を図ってまいります。

次に、災害に備えた行事の開催についてであります。本市におきましては、子どもから大人までの全市民が防災について考え、災害時に行動することができるよう、毎年9月の第一日曜日を富士吉田防災の日としており、本年度は、起震車による地震体験や災害関係車両の試乗、自衛隊による災害時の炊き出し試食に加え、小中学生を対象とした富士山火山防災カルタでの防災学習、富士山の立体模型による溶岩流実験を行うなど、子どもたちにもわかりやすく興味を持ってもらえるよう、様々な視点から防災意識を高めるイベントを開催いたしました。

また、小中学校では、富士山学などを通じた災害に対する防災教育や、徒歩による避難訓練などを行っており、学校の要請に応じて防災出前講座も実施しておりますので、今後におきましても宿泊防災教室にはこだわらず、引き続き、児童生徒の防災教育を充実してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第1 標題「大地震の発災に備えた本市の取り組みについて」2 回目の質問をさせていただきます。

「防災マニュアルをパンフレットとして作成し、全戸配布することを計画している」とご答弁をいただきました。また内容として、「発災時に取組むべき行動などについてイラストを交え、子どもから大人まで、どの世代の方にもわかりやすく伝えることで、防災意識の啓発、向上を図っていく」とのことですが、本市においては、大地震等の災害の状況により、地域の立地条件によって、避難する方法も変わってくると考えます。例えば、過去に大きな災害に見舞われ、建物や人的被害も出てしまった、向原地区や浅間町地区においては、その土地の事情により避難方法も他の地域とは変わってくるものと考えます。この点に関しましては、私の所属する富士吉田防災士会でも議題になり、地域の立地条件を考慮した計画が必要であるとの意見が挙げられていました。

そのような計画が地区防災計画と言われるものです。

この地域では、大地震等の災害が起きた際には、このような被害が予想されるため、具体的な事案を地区防災計画に策定し、こういった避難方法で安全を確保するなど、対応していくのかお聞かせください。また本市防災士会や自治会の自主防災会等の意見を参考にするなど、地区防災計画に反映していくことも大切であると考えますが、こういった取組がありましたら、お聞かせください。

本市における富士吉田防災の日の避難訓練は、様々な災害を想定して行われています。私も毎年家族で参加しておりますが、参加する方は、自治会によっては、役員の方に限られているように感じます。小中学生を対象とした様々な行事も、学校の授業の一環として行われているようなので、防災の日に地域住民と児童生徒と一緒に、災害の発生時に役立つ避難訓練を行うことが重要であると考えます。本年行われる、本

市防災の日において、このような避難訓練の内容が決まっていたら、お聞かせください。

本市は、避難所に設置するポップアップパーテーションというテントを所有しています。体育館等に避難する際には、新型コロナウイルス感染症対策や住民のプライバシーを確保するためのテントであると聞いています。このテントの組み立て方を市民にレクチャーをし、中に入ってテントの中の空間を、体験していただくことを行っている、と聞いています。大地震や災害の発生を想定して、実際にこのテントに宿泊して、避難の状況を体験することも必要であると考えます。過去には明見地区の学校のグラウンドを使い、テントを張って一晩過ごすという避難訓練も行ったと聞いています。ポップアップパーテーションを利用した宿泊防災訓練の開催も必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

災害時の避難所（市内の小中学校など）は、避難を必要とする方を守り、また、住居を失った方の安全を守り、生活の場を確保するための施設であると共に、被災地域の防災本部の機能も持ち合わせています。避難所は、避難生活を送るための環境を整えるだけでなく、地域の被害状況の把握、及び市災害対策本部への情報の伝達、在宅被災者への支援など災害活動の対応拠点となります。

避難所を運営する上でもルールやノウハウがあります。実際に災害が起きたことを想定して避難所運営訓練も重要になると考えます。現在どのような取組をしているのか、お聞かせください。またそれぞれの地域の特性を活かした地域版避難所運営マニュアルの作成についても、どのような取組をしているのか、お聞かせください。

以上、第1 標題 2 回目の質問とさせていただきます。

2 回目の企画部長答弁

伊藤議員の2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、災害発生時の避難方法や安全確保につきましては、二次災害を防ぐため、家具や落下物への注意、また、土砂災害の恐れが無い地域を選んで避難することが求められます。

伊藤議員御質問の地区防災計画についてであります。この計画は、東日本大震災において行政機能の麻痺という公助の力が十二分に発揮できなかったことを教訓に、

自助・共助の重要性、特に地域コミュニティにおける共助の重要性が強く認識されたことに伴い、創設された制度であります。

この計画においては、作成主体である地域コミュニティの範囲や計画の内容等は、地区の特性に応じて自由に決定することができ、避難方法や安全確保につきましても地区独自に定めることが可能となります。

次に、地区防災計画に富士吉田防災士会や各地区の自主防災会等の意見を反映することについてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、地区防災計画は、それぞれの地区に災害が起こることを想定し、日頃の備えと災害発生時取るべき行動につきまして、地区の住民や事業者などが全員で考え、内容を充実させ、地区の防災力を強化するための計画であり、自主防災会はその地区の住民であることから、作成する側となります。

地区防災計画につきましては、どこまでを作成の当事者とするかは、その地区によって異なるものと認識をしております。

そのため、富士吉田防災士会の計画策定へのかかわり方につきましては、現状では、お住いの地区における計画の策定に参加することなどが考えられますが、どのような形で参加していただくことが望ましいかを調査・研究してまいります。

次に、本年の富士吉田防災の日における避難訓練についてであります。令和4年度、5年度は富士山噴火を想定した徒歩避難を実施し、令和6年度につきましては、今後、関係機関とも調整をするなかで、どのような訓練が望ましいか、検討し、決定してまいります。

次に、ポップアップパーテーションを利用した宿泊防災訓練の開催についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、宿泊防災訓練の開催だけにこだわらず、様々な形で災害に対する防災教育や、避難訓練などを実施してまいります。

次に、避難所運営マニュアルの作成についてであります。自主防災会、学校関係者の協力の下、現在、15か所の指定避難所それぞれにおいて既に作成が完了している状態です。

また、避難所運営訓練についてであります。本市では避難所開設訓練を中心に実施しているところありますので、今後の総合防災訓練では、作成済みの避難所運営マニュアルを活用した訓練の実施に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「市立図書館について」

1 回目の質問

第2 標題、市立図書館について質問をさせていただきます。

本市市立図書館の沿革は、令和5年度教育委員会要覧によると、昭和25年に旧下吉田町立公民館に、付属図書館として設置されたことに始まり、昭和26年5月、市立図書館設置条例により、下吉田798番地に設置され、昭和29年10月、下吉田1731番地に移転されました。

昭和45年12月、市民会館落成に伴い、会館1階に併設されました。そして、平成23年3月に、これまでと同じ場所の緑ヶ丘2丁目5番23号に、新市民会館の建物内に富士吉田市立図書館として落成され、現在に至っております。

図書館は、地域社会にとって重要な役割を果たしています。その役割は、多岐にわたりますが、主なものとして、図書館は、本、雑誌、新聞、ジャーナルなどの情報資源を提供し、人々が必要な情報にアクセスできるように支援します。また図書館は、文化財や歴史資料の保存・保護を行い、一般の人々にそれらの資料を提供します。これにより、文化遺産の継承と普及が促進されます。さらに図書館は、地域のコミュニティにおける拠点としての役割も果たします。人々が集まり、情報交換や文化活動、イベントの開催が行われる場として機能します。また、子供向けの読み聞かせや高齢者向けの交流会など、様々な世代の人々にサービスを提供します。

本市の図書館においても児童書から様々な分野の書籍、郷土史、富士山関連の書物など多くの資料の蔵書があります。また図書館職員のアイデアで、幅広い世代を対象としたイベントを企画し、独自の図書館YouTubeチャンネルを立ち上げて、市内外の皆様から注目を集め、好評を得ています。本市図書館職員の皆様の企画力や行動力に、深く感謝申し上げます。

このように地域の皆様から、大変大切な場所として、利用されている本市図書館ではありますが、近隣の図書館と比べますと開館時間や休館日に大きな差がございます。例えば山中湖村の図書館、創造館では、昨年11月から本年3月までの休館日は、12日間であるのに対し、同じ期間の本市図書館では、44日間の休館日となっております。また開館時間に関しても、創造館は、12月から3月までは、午前9時半から午後7時まで、4月から11月は、午前9時半から午後9時までであるのに対し、本市図書館で

は、水、金、土、日曜日、祝日は午前9時半から午後6時まで、火曜日と木曜日については、午前9時半から午後7時までとなっています。休館日については、2月の蔵書点検等もあり、長期の休館は仕方ないのかもしれませんが、蔵書点検の方法を工夫して、もう少し休館日を減らすことはできませんか。特にこの時期は、中学生や高校生が受験勉強等で図書館を利用したいという希望は多くあります。また開館時間についても6時で閉館になってしまうとお仕事を終えた社会人の方が、何か調べたいと思っても、利用することはできません。また高校生も学校帰りの学習等に図書館を利用したいのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、第2 標題 1 回目の質問とさせていただきます。

1 回目の教育長答弁

市立図書館についての御質問にお答えいたします。

まず、蔵書点検による休館日の短縮についてであります。蔵書点検は、蔵書の在庫点検、いわゆる棚卸し作業であり、市立図書館にある24万冊にも及ぶ全ての蔵書を1点ずつチェックしながら目録と照合し、紛失の有無や配置の誤りを確認するため、一定の期間が必要となるものであります。また、利用者の利便性を高めるために欠かせない大切な作業であり、遺漏なく作業できるよう、図書館を休館させる必要があるため、年間で最も利用者の少ない時期である毎年2月に実施しております。

当然のことながら、長期間にわたる休館により、利用者の皆様に御不便をおかけしないよう、蔵書点検の業務の効率化を図ることの重要性は私も認識しておりますので、今後におきましても、蔵書点検の更なる効率化に向けて、デジタル技術を活用した取組などの先進事例を研究してまいります。

次に、閉館時間についてであります。現在、市立図書館では午後6時を閉館時間としており、火曜日と木曜日につきましては、開館時間を1時間延長し、午後7時を閉館時間としておりまして、同規模の公立図書館と何ら遜色ございません。また、中高生の利用が多い学習席を含め、更なる開館時間の延長についての要望も頂いておりません。

さらに、昨年度の市立図書館における図書の貸出件数や予約件数を、本市と同規模の80自治体の公立図書館と比較しますと本市の図書館は12位の実績であります。このことは本市の図書館が特色あるイベントの実施や、長年にわたる読み聞かせボラン

ティアの皆様の御協力などにより、地域の皆様から大切な場所として理解され、利用されていることの成果であると考えております。

今後におきましても、利用者の利便性を向上させるため、時代とともに変化する利用者のニーズを的確に把握し、併せて、業務の更なる効率化を図ってまいります。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

第2 標題「市立図書館について」2 回目の質問をさせていただきます。

「蔵書点検のさらなる効率化に向けて、デジタル技術を活用した取組などの先進事例を研究していく」とご答弁をいただきました。図書館によっては、本に IC タグを貼り、本棚の背表紙をなぞるだけで、蔵書点検ができているところもあると聞いています。ぜひ、蔵書点検の効率化が、早期に実現できるよう、期待しております。

また、開館時間の延長については、前向きなご答弁はいただけませんでした。開館時間の延長は、学習空間の利便性の他に、例えばこんな使い方も生むかもしれません。普段、旅先で図書館に立ち寄ることは、一般的には無いと考えます。午前10時から午後6時までが観光のコアタイムとして、午後9時まで図書館が開館していたら、本市を訪れた観光客の方が、本市の土地の歴史や文化、富士山に関わることをさらに深く知るために、関連した本や資料を探しに図書館を訪れることもあるかもしれません。旅先を深く知るための知識を、その土地の知的財産である図書館が、その場でフォローしてくれる役割を果たす。知らない土地を旅した時の驚きや感動が消えないうちに、その街の文化資料が裏付けをし、胸に深く刻んでくれる。濃厚な知的散策の旅となるでしょう。そんなことを可能にする街にしていくことも、世界文化遺産に登録された富士山のふもとの街としての、魅力となるのではないのでしょうか。

市民が毎日通い、観光客も多く訪れる図書館で、集まる人々がふとした会話を交わし、交流が生まれる。開館時間の延長がもたらすものは、新しい時間を経験すること、といえるかもしれません。こういったことを図書館のホームページにアップし、ライブラリーツーリズムを推進していくことも、新しい時代の図書館の在り方と、いえるかもしれません。

先日、市民会館小ホールに講演にお越しいただいた、元武雄市長、樋渡啓介氏は、市長在職中に TSUTAYA を武雄市図書館の指定管理者として迎え、朝9時から夜9時まで、

年中無休で開館し、年間100万人以上も来館者を迎える図書館となり、地域の活性化に繋がりました。開館時間の延長について、再度、見解をお聞かせください。

本市の図書館ホームページを見ますと、イベントについては、切り絵に関するものと、定例の読み聞かせのご案内がアップされています。

今後も様々なイベントが企画されていくと考えますが、具体的な企画がありましたらお聞かせください。

先進的な自治体の図書館は、ただ本を貸す場所から文化を生み出す場所へと変化しています。図書館には、その街の文化に対する姿勢がよくあらわれると言われます。文化の価値が大切にされていると、図書館は様々な文化活動ができる場所になると考えます。文化活動の拠点として、図書館を位置付けていく考えがありましたら、お聞かせください。

以上、第2 標題 2 回目の質問とさせていただきます。

1 回目の教育長答弁

伊藤議員の2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、開館時間の延長についてであります。伊藤議員御提案のライブラリーツーリズムを推進することも図書館の新しい在り方と言えますが、本市では、令和元年にイベント実行委員会を立ち上げ、誰もが利用できる地域コミュニティの場としての図書館を目指し、事業を行っております。ブックカフェやYouTube 動画の作成、なりきり展覧会、ぬいぐるみお泊まり会など、様々なイベントを実施し、来館者から好評を頂いております。ここ数年はコロナ禍の影響を受け、一部のイベントを自粛しておりましたが、今後におきましても、これらのイベントを通じて、本市ならではの特色と魅力ある図書館を目指し、更に多くの皆様に御利用いただけるよう努力してまいります。

佐賀県の武雄市図書館につきましては、館内にスターバックスを含む蔦屋書店を併設し、こども図書館もあることから、多くの方に利用されている施設であると認識しております。しかしながら、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市の図書館は、その武雄市図書館にも劣らない貸出数の実績があり、予約件数に至っては、武雄市図書館よりも多い件数となっております。

このような成果を踏まえた上で、利用者の要望やコスト面を含めた総合的な判断として、開館時間を延ばすことが、必ずしも住民サービスの向上に結び付くとは考えておりません。

次に、今後の具体的なイベント企画につきましては、大人のための工作教室や富士吉田文化振興協会との共催によるロビーコンサートなど、利用者のニーズに応えるとともに、新たな来館者の掘り起こしに結び付くような企画を実施してまいります。また、本市の図書館につきましては、当初から文化活動の拠点として位置付けておりますので、今後におきましても、より充実した文化活動の拠点となるよう、努めてまいります。

以上、答弁といたします。

「締め言葉」

ゆく河の流れは絶えずして　しかももとの水にあらず
の名文句で始まる鴨長明の随筆『方丈記』では、元暦の大地震の被害状況を具体的に述べ、人の生と住居との空しく頼りなき事を客観的に伝えています。

大地震の活動期に入ったと言われる我が国において、様々な事態を想定して備えることは大変重要です。情報収集や過去の災害を学ぶために図書館を活用しながら、地域住民のために議員活動を続けて参ります。

ご清聴ありがとうございました。